

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
(社) 高知県建設業協会	昭和50年4月1日
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 未加入の場合も添付の省略はできない。 未加入の場合は「なし」と記入。 </div>	

【建設業法】

（届出）

第二十七条の三十七 建設業に関する調査、研究、指導等建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行う社団又は財団で国土交通省令で定めるもの（以下「建設業者団体」という。）は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

【建設業法施行規則】

（建設業者団体）

第二十二條 法第二十七条の三十七 に規定する国土交通省令で定める社団又は財団は、同条 に規定する事業を行う社団又は財団のうち、その事業が一の都道府県（指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 に規定するものをいう。）の存する道府県にあつては、指定都市）の区域の全域に及ぶもの及びこれらの区域の全域を超えるものとする。

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。